

青森県報

号外第三号

平成十九年
一月三十一日
(水曜日)

目 次

公 告

青森県防除実施基準の公表	(林 政 課) …… 一
高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定	(同) …… 三
樹種転換促進指針の公表	(同) …… 三
地区防除指針の公表	(同) …… 四

公 告

青森県防除実施基準の公表

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第七条の三第一項の規定により、青森県防除実施基準を定めたので、同条第四項の規定により公表する。

平成十九年一月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 森林病虫害等防除法第七条の二第一項の規定に基づく防除実施基準に定める特別防除を行うことのできる森林に関する基準に適合する森林に関する事項

青森県において、松くい虫の駆除及びまん延防止のため「防除実施基準」（平成十五年九月二十六日農林水産省）に定める特別防除を行うことのできる森林に関する基準に適合する森林の区域は、次の図のとおりとする。

二 特別防除を行う森林の周囲の自然環境及び生活環境の保全に関する事項

特別防除の実施に当たっては、次に掲げる事項に十分配慮し、特別防除を行う森林の周囲の自然環境及び生活環境の保全に努めるものとする。また、地域住民等関係者の意見を尊重するとともに、特別防除の実施の必要性及び安全性、使用薬剤、散布方法、実施時の注意事項等について地域住民等関係者への周知徹底を図り、その理解と協力を得るよう努めるものとする。

1 国内希少野生動物植物種、天然記念物等の貴重な野生動物植物の生息、分布状況等について十分実態を把握し、これらに悪影響を及ぼさないよう当該生息地から十分な間隔を保持する等適切な対策を行うものとする。

2 病院、学校、家屋、水源等に薬剤が飛散・流入しないよう風向、風速等に十分配慮し、これらの施設等から十分な間隔を保持し、適正な散布方法の選択、給水施設の被覆、自動車の移動・被覆等について周辺住民等への周知徹底を行うものとする。山間部の農山村地帯では、わき水等を利用した小規模な水道が多く、薬剤の流入の恐れも考えられることから、水道の設置者などの協力を得ながら、水源の位置や利用状況の把握に努め、必要に応じて被覆等の対策を行うものとする。

3 鉄道、道路、その他の交通施設、公園、レクリエーション施設及びその他利用者が集まる森林において特別防除を実施する場合には、実施時間等も考慮し、定時に発着する交通機関の通過時における散布の中止、道路等の交通規制、迂回等通学・通勤者の誘導、施設への入場制限等必要な対策を講ずるものとする。山菜やキノコ採り時期には、入山者がいることが予想されるので、林道の入り口等に入山禁止の標識を設置するとともに、状況に応じ人員を配置する等の措置を行い、また、広報等により入山しないよう事前に住民等へ周知するものとする。

4 病院、学校、家屋等の周辺では、ヘリコプターの騒音対策に十分配慮するものとする。

三 特別防除により農業、漁業その他の事業に被害を及ぼさないようにするために必要な措置に関する事項

特別防除の実施に当たっては、農業、漁業その他の事業に被害を及ぼさないようにするため、必要な措置を講ずるものとする。特に蚕児、農作物、養蜂群、水産動物の増養殖場、漁場、保護水面等については、地域の実情に応じて、関係団体と十分協議し、その意見を尊重するものとする。また、実施に当たっては風向、風速に注意し、対象物からの十分な間隔の保持、ミツバチの巣箱の移動、水産種苗の放流時期との調整等十分な被害防止対策を行い、特別防除実施の必要性、安全性、使用薬剤、散布方法及び実施時期の注意事項等について、地域住民等関係者への周知徹底

底を図り、理解と協力を得るように努めるものとする。

1 養蚕関係

桑葉に付着した直後の農薬は微量であっても、蚕に対して極めて有害である。このため、薬剤が飛散しないよう十分な間隔を保持するとともに必要に応じ、蚕室を被覆し、薬剤の飛散・流入を防ぐ等の措置を行うものとする。

また、危被害を防止するため、散布地の周辺に桑園がある場合には、薬剤の飛散の有無が確認できるよう落下調査紙を設置し、桑葉への薬剤散布による付着の恐れがあると認められる場合には、少数の蚕児に試食を行わせ、安全を確認するとともに、その結果に異常が認められる時は、当該桑園からの桑葉の給仕は行わず、安全な自家桑葉又は買桑葉によって不足分を補う等の対策を行うものとする。

2 養蜂関係

養蜂の計画は、ミツバチの転飼が行われる前に当該地所管の地域県民局地域農林水産部又は農林水産事務所を通じて申請があることから、薬剤の散布による養蜂群への危被害を防止するため、担当課と協議するものとする。

また、広報等により、巣箱の一時移動、被覆、冷却等適正な被害防止措置を講ずるよう指導するとともに、散布に当たっては、事前に養蜂業者と連絡を取り、危被害の未然防止に努めるものとする。

3 農作物関係

散布地の周辺に葉たばこ、その他の農作物の栽培地、特に有機農法による栽培地帯がある場合には、薬剤が飛散しないよう田畑から十分な間隔を保持する。また、散布地の地理、気象、散布方法、収穫までの日数等によりその影響が異なることから、現地において事前に十分な協議を行うものとする。

4 畜産関係

散布地の周辺に牧草地、特に放牧地がある場合には、風向、風速に注意して散布すること。また、畜舎及び鶏舎に薬剤が飛散しないように十分な間隔を保持するとともに、航空機の騒音による被害が発生しないよう対策を講ずるものとする。特に、鶏はヘリコプターの騒音に敏感なので、養鶏場の周辺で低空飛行及び旋回を避けるよう作業開始前に操縦士と十分な打ち合わせを行うこととする。また、散布直後は、家畜に河川等の水を飲ませないよう対策を講ずるものとする。

5 漁業関係

水産動物の増養殖場が散布地域の周辺にある場合は、風向、風速等に注意し十分な間隔を保持するとともに、水産動物又はその増養殖場施設等の一時移動又は

被覆等が行われるよう対策を講ずるものとし、また、水産種苗の放流時期との調整等十分な被害防止を行うものとする。

四 その他森林病害虫等の薬剤による防除に関する事項

1 特別防除の実施に当たっては、使用薬剤の農薬登録における使用方法及び使用上の注意事項、農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第十二条第一項の基準等を遵守し、立地条件、気象条件等を十分勘案の上、安全かつ適正な実施に努めるものとする。

(一) 作業地図の作成

散布を行う区域及び散布除外区域の境界、河川、浄水場等並びに航空機の飛行の障害物の位置を明示した地図を作成するものとする。

(二) 標識の設置

散布を開始する前に、散布を行う区域、散布除外区域及び航空機の飛行の障害物を示す標識を設置するとともに、(一)の作業地図に基づき、操縦士とともに地上及び空中から散布を行う区域及び散布除外区域の境界、河川、浄水場等並びに航空機飛行の障害物の位置並びに当該標識の設置状況を十分に確認するものとする。

(三) ドリフトの防止

散布除外区域に散布することがないように風向、風速等に十分注意するとともに、(二)の標識を常に確認しながら行い、強風等の場合には直ちに当該散布を中止するものとする。

(四) 特別防除の実施日における天候

特別防除の実施日に降雨、あるいは降雨直後及び散布後間もなく雨が降るとが予想されるときは、散布農薬が枝葉に定着しにくく、また霧のときは標識の確認が困難となるなど散布区域の誤認等による危被害発生のおそれがあるので散布を行わないものとする。

2 特別防除の実施に当たっては、人によって薬剤による影響が異なることを配慮し、あらかじめ最寄りの保健所、病院等に特別防除の実施日時、使用薬剤の種類等を連絡し、万一に備えた医療緊急体制の整備を依頼するとともに、青森県農林総合研究センター林業試験場等の試験研究機関に協力を依頼するものとする。また、天候等の影響で、実施日時を変更する場合及び特別防除の実施が終了した場合には関係機関に速やかに連絡する。

3 特別防除の実施により、農業、漁業及びその他の事業に被害が発生し、又は周

圃の自然環境及び生活環境に悪影響が生じた場合には、直ちに当該地域の特別防除を中止し、その原因の究明に努め、適切な補償、地域住民等関係者への原因説明等適切な事後措置を講ずるものとする。

4 森林病害虫等の薬剤による防除を最も効果的な時期に実施するため、発生予察調査を実施する等効果の確保を図るものとする。

5 地上からの薬剤による防除においては、二、三、四の関係部分に準じて適切に実施するものとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び西北地方農林水産事務所に据え置いて縦覧に供する。)

高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定

森林病害虫等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第七条の五第一項の規定により、松くい虫に係る高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を次の図のとおり指定したので、同条第三項において準用する同法第七条の三第四項の規定により公表する。

平成十九年一月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

(「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び西北地方農林水産事務所に据え置いて縦覧に供する。)

樹種転換促進指針の公表

森林病害虫等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第七条の六第一項の規定により、特定森林に係る樹種転換促進指針を定めたので、同条第四項の規定により公表する。

平成十九年一月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 樹種転換に係る施策に関する事項

1 樹種転換の実施に当たっては、植生の遷移を考慮し、他の樹種への移行を図る

ことが適当な森林において、積極的にその促進を図るものとする。また、被害が激甚な森林及び標準伐期齢を超える森林については、樹種転換を優先的、計画的に実施するものとする。

2 樹種転換にかかる施策については、次に掲げる事項に十分配慮し、被害対策としての効果及び森林施策としての合理性を確保しつつ実施するものとする。

(一) 樹種転換に伴う森林の伐採については、伐採方法、伐採時期、残材の処理方法などに配慮し、伐採木が新たな繁殖・感染源とならないように十分注意するものとする。

(二) 樹種転換による更新については、実施箇所における気象、土壌等の自然的条件等を踏まえるとともに、地域の林業・林産業の特性にも配慮し、その方法及び転換樹種の選定を確実に行うものとする。

また、施策の実施に当たっては、松天然稚樹の除去等を行い、松以外の樹種への転換を確実に行うものとする。

二 森林組合等による樹種転換の促進に関する事項

樹種転換の促進に当たっては、施策の集中化による採算性の確保を図るとともに、地域の自然条件等に応じた施策の実施を行うため、労働力等の確保が可能で、地域に精通した森林組合への委託を促進するものとする。

また、該当森林組合においては、組合員等における樹種転換の促進を図るため、樹種転換に関する規程を定めるなど推進体制の整備に努めるものとする。

三 その他樹種転換の実施の指針となるべき事項

1 被害木等の利用促進

市町村、森林組合、素材生産業者及びその他の関係者等は相互に緊密な連携を取り、松材の流通加工等に関し、情報の交換を行い被害木及び樹種転換に伴う伐採木の利用促進に努めるものとする。

2 激害林分の扱い

高度公益機能森林周辺の森林から繁殖・感染源を除去するため、防除措置を実施しているにもかかわらず他の防除対象森林より激しい被害が継続し、松の立木本数が著しく低下したり、林分全体が疎らとなっている森林については、早期に樹種転換を進めるものとする。

3 生立木除去

高度公益機能森林への被害の飛び込みを防ぐ効果の高い林分で、松の混交歩合が低く、松を伐採しても森林としての機能を維持できるものについては、生立木

除去を進めるものとする。

地区防除指針の公表

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第七条の九第一項の規定により、同法第七条の十第一項の地区実施計画の対象となる特定森林に係る地区防除指針を定めたので、同条第三項において準用する同法第七条の六第四項の規定により公表する。

平成十九年一月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 自主防除措置を推進すべき森林の基準

自主防除措置を推進すべき森林の基準は、次の要件を全て満たすものとする。

- 1 高度公益機能森林の周辺、概ね一〇キロメートル以内位置し、松くい虫等の駆除及びそのまん延防止のため、必要な措置（以下「自主防除措置」という。）を促進することにより被害を低下させ、高度公益機能森林の保全に資することが見込まれる松林であること。
- 2 被害拡大防止森林から概ね二キロメートル（マツノマダラカミキリが通常自ら移動するとされる距離）に接近しているものを除き、高度公益機能森林への影響を助長し、概ね一ヘクタール以上の団地を形成している松林であること。

二 地区実施計画の指針となるべき事項

1 特別伐倒駆除

(一) 実施箇所

(1) 伐倒駆除における駆除効果が十分でない箇所

(2) 地域における被害量及び労働力の状況から、冬期にわたって駆除を行う必要がある地域の松林で以下に該当する箇所

- ア 地形が平坦で路網が整備されており、被害木の搬出が容易である松林
- イ 焼却又は現地での破砕が可能な松林
- ウ 自然公園等で景観及び道路沿いなど管理上被害駆除木の放置が好ましくない箇所

エ 特別防除又は地上散布を実施した松林及びその周辺松林で、徹底した駆除が必要な松林

(二) 実施上の留意事項

(1) 移動式チップパー、移動式炭化炉等の被害木の破砕、焼却等に必要な施設の整備に努める。

(2) 火災の防止、作業上の安全及び煙等による周辺への影響を軽減するのに必要な措置を講ずること。

(3) 焼却に当たっては、「つちくらげ病」が発生しないようにするため、松林内では実施しないなど箇所の選定に十分留意すること。

2 伐倒駆除

(一) 実施箇所

特別伐倒駆除によらない箇所については、伐倒駆除で実施するものとする。

なお、地域における駆除作業の実績及び林業労働力の状況を踏まえ、特別伐倒駆除との適正な労働力配分等を行い、適期に確実な実施ができるようにすること。

(二) 実施上の留意事項

薬剤の使用に当たっては、農薬取締法を遵守するとともに、薬剤くん蒸処理に当たっては、作業中であることを明示した注意表示をビニールシート等にかけて周知させること。

3 補完伐倒駆除

(一) 実施箇所

特別伐倒駆除又は伐倒駆除の対象地内であって、以下に該当する箇所

- (1) 継続して被害が発生している箇所
- (2) 立木密度が高く、概ね本数率で一パーセント以上の被圧等による枯損木が見られる箇所
- (3) 雪害、風害など自然災害による枯損木が見られる箇所

(二) 実施上の留意事項

補完伐倒駆除を実施するに当たっては、薬剤を使用する場合、農薬取締法を遵守するとともに、駆除効果の高い時期に漏れのないよう適切に実施すること。保育等による松林の健全化

(一) 実施箇所

松林の健全化によるマツノマダラカミキリの繁殖・感染源の減少及び繁殖の抑制を図り、被害のまん延を防止するため、「守るべき松林」と樹種転換が終了するまでの「周辺松林」であって、枯損木、枯れ枝、倒木等が多く見られる

箇所においては、枯損木等の除去処理、枝打ち、林内整理、天敵類の誘導等を励行するものとする。

(二) 実施上の留意事項

(1) 枯損木等の除去処理の実施については、適切な林分密度管理を行うために実施するものとし、以下の点に留意すること。

ア 生育環境の急激な変化を避けるため、過度の伐採に留意し、林分の状況に応じた効果的な実施に努めること。

イ 松くい虫が付着していると思われる枯損木は、適切な駆除処理を併用すること。

ウ 伐倒木が新たな繁殖・感染源とならないよう伐採方法、伐採時期、残材の処理方法などに配慮した実施を行うこと。

(2) 枝打ち、林内整理、天敵類の誘導等については、枯れ枝、枯損木が多く見られる箇所について、被害のまん延防止を目的として行うものとする。

5 駆除処理木の利用促進

市町村、森林組合、素材生産業者、製材業者及びチップ生産者等関係者は相互に緊密な連携を図り、松材の流通、加工等に関し、情報の交換を行い利用価値に配慮した玉切りやチップ処理等被害木の有効利用が確保されるよう努めるものとする。

6 その他

(一) 被害木の移動について、監視を強化し、薬剤等による処理を実施しなければ移動できない事、貯木場や製材後の残材は薬剤による防除や焼却する等まん延防止措置の必要性について普及啓発に努めるものとする。

(二) 地上散布や被害木の伐採・搬出、樹種転換及び被害跡地造林等の促進を図るため、林道、作業道の整備を促進するものとする。

(三) 松くい虫被害の早期発見、徹底駆除を期するため森林所有者、県、市町村、森林組合、その他の林業関係団体、地域住民等と連携のもと、地域が一体となった被害対策に取り組めるよう努めるものとする。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭